

給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書 特別徴収

※ 処理 事項	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度	

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

平成 年 月 日 中之条町長様	給与 (特別徴収義務者) 支払者	所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号					
		名称		宛 名 番 号					
		代表者の 職氏名印		連絡者の 係 及び 氏名並び にその 電話番号	係 氏名				
		個人番号 又は法人番号		電話	()	番			
給 与 所 得 者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動	異 動 の	異 動 後 の	退職年の1月か ら退職時までの	備 考
フリガナ		円	月分 から	円	年月日	事 由	未徴収税額 の 徴 収	給与支払額	
氏 名	(旧姓)		月分 まで			1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 4. 長 欠 5. 死 亡 6. 会 社 解 散 7. 住 所 誤 報 8. 育 児 休 業 9.	1.特別徴収継続 2.一括徴収 3.普通徴収 3を○で囲んだ 場合は、一括徴 収できない理由 欄に○を付して ください。	円	一括徴収した 税額は、 月分で納 入します。 納入年月日 年 月 日
個人番号								円	控除社会 保険料額
旧住所	(1月1日現在の住所・必ず記入願います)								円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)								

◎給与の支払を受けなくなった後の納付額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由	異動者印	給与または 退職手当等の 支払予定月日	一 括 徴 収 予 定 額	●退職者の未徴収税額について 1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については退職時に一括徴収 することが義務づけられています。なお、それ以外の間に退職された方につい ても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、 お願いいたします。
1. 異動が平成28年12月31日までで申出 があったため(月 日申出)			支払予定日ご との徴収予定額	
2. 異動が平成29年1月1日以後で特別 徴収の継続の希望がないため			合 計 (上記(ウ)と同額)	
一 括 徴 収 で き な い 理 由			円	
(○を付してください)			円	
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がな いたため又は未徴収税額より少ないため			円	
2. その他 理由()				

転勤等による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

納付額 円を 月分から徴収し 納入する。	給与 (特別徴収義務者) 支払者	所在地	フリガナ	特別徴収義務者 指 定 番 号	新 規	
		郵便番号		個人番号 又は法人番号	継 続	
		フリガナ				
		名称		連絡者の係 及び氏名並 びにその 電話番号	係 氏名	
		代表者の 職氏名印		電話	() - 番	
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する 金融機関の所在 地及び名称		特別徴収に係る 納入書の送付	必要・不要	

・用紙が不足する場合は複写してご使用ください。

ご注意

3 2 1

「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
転勤、再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に
回付願います。新勤務先では、下段(転勤等)による特別徴収届出書の事柄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要
の手続を済ましたうえで、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。
※印の欄は、届出者において記入する必要はありません。